

公益信託の受託実務に係わる法律上の諸問題

藤野 忠彦

本稿は、第3回信託法学会で研究発表させていただいた原稿を、ほぼそのまま掲載させていただくものである。

わが国の公益信託は、目覚めたばかりの新しい制度であり、日々まさに進歩、発展を遂げている。したがって本稿が発表される時点では、多くが昔日の議論の謗りを免れないことは必定ではあるが、筆者の怠慢と、置かれた職務の制約から、あえて発表時の姿そのままで誌上を穢させていただくことをお許しいただきたい。

なお、末尾添付の(資料1)「公益信託事例一覧」は、発表後の事例も可能な限り収録させていただいた。

目次

- 1 はじめに
- 2 公益信託の実現
- 3 公益信託の設定に係わる諸問題
- 4 信託行為の内容に係わる諸問題
- 5 今後の発展のために解決すべき主な問題点
- 6 おわりに

1 はじめに

まずはじめに、お断りしておかなければならないことが、いくつかございます。

第1は発表のテーマです。「公益信託」につきましては、すでに本学会の創立総会におきまして、慶応義塾大学の田中實教授と三菱信託銀行の松本崇氏の

ご両者によりまして、主として財団法人制度との対比を中心に詳細な研究発表が行われております。⁽¹⁾ 創立総会の当時は、公益信託は未だ実現しておりませんでした。したがって、その研究発表は、公益信託のあるべき姿に関する、いわば「総論」ともいうべきものであったと申せましょう。これに対しまして、これから私が述べさせていただくものは、実際の公益信託の設定、運営に関する問題を中心にした、いわば「各論」というべき性質のものだとお考えください。

第2に、私は信託銀行に籍を置く一介の実務家にすぎません。加うるに、現在私は公益信託とは直接係わりのない融資営業部門の一担当者であり、こうして法律の専門家である皆様にご報告申しあげるには、あまりにも浅学菲才の身であります。したがって、私の報告は、公益信託第1号の受託実務に携わった経験から、いくつかの法律上の問題点をご紹介します。諸先生、諸先輩の方々の今後のご研究の材料をご提供申しあげるに留まらざるをえないということです。

さらにまた、以下に述べさせていただく範囲内の事柄につきましても、学者諸先生方、関係各省庁、(社)信託協会、(財)公益法人協会等の皆様の過去の研究の蓄積の多くを利用させていただくことを、第3番目のお断りとさせていただきます。⁽²⁾

- (1) 田中實・松本崇「公益信託について—財団法人制度との対比を中心に—」昭和52年5月「信託法研究」創刊号45頁以下。
- (2) 公益信託についての一般的な概説文献としては、次のようなものが挙げられる。
 - ・太田達男「公益信託概説」昭和48年1月「公益法人」2巻1号10頁以下、連載。
 - ・公益法人協会編「公益信託制度研究資料」。
 - ・信託協会公益信託専門部会編「公益信託法コンメンタール」昭和50年4月「信託」101号86頁以下。
 - ・吉村正男「公益信託の基本的な考え方」昭和51年7月「信託」107号4頁以下。
 - ・松本崇「公益信託法の実用化について」昭和52年2月「金融法務事情」812号4頁以下、813号10頁以下。
 - ・拙稿「公益信託第1号の誕生について」昭和52年7月「金融法務事情」828号4頁以下。

- ・田中實「公益信託の法的構成について」昭和53年4月「民商法雑誌」78巻138頁以下。
- ・太田達男「公益信託の現状と今後の展望」昭和53年11月「公益法人」7巻11号22頁以下。

2 公益信託の実現

(1) 事例紹介

本論の最初に、これまでに実現いたしました公益信託の事例紹介をさせていただきます。昭和52年5月の本学会第2回総会の前日、すなわち5月20日に、2件の公益信託が誕生しました。それ以降、昭和53年末現在で、大小合せて13件の公益信託を数えるにいたっております。

末尾添付の資料（資料1）「公益信託事例一覧」をご覧くださいとおわかりのように、信託財産は、いずれも金銭であり（一部有価証券を併せて信託している例あり）、大は2億円から小は1,000万円といったところです。信託目的は、いずれも公益活動の助成を行うことにあり、いわゆる「財産給付型」の公益信託です。各例とも比較的類似したタイプの公益信託といえますが、これも以下に述べますいろいろな問題点からくる制約に関係しているわけであります。

(2) 実現の遅れた理由とそれらの解決

こうして、すでに10数件の公益信託の実現を見たわけですが、信託法が施行されたのが大正12年1月ですから、その実現までに、何と54年もかかったことになります。

これまで、公益信託が実現しなかった理由につきましては、前述の田中・松本両先生の研究発表をはじめ、多くの場で論ぜられておりますが、ここで改めて整理してみますと、公益法人制度が先行していたことや、信託思想が普及していなかったことなどの基本的な背景とは別に、直接的な理由としては、次の3つにまとめられると思います。

① 関係法令の未整備

実定法上は、公益信託についての条項は、信託法第66条から第73条までの8

箇条と、所得税法第11条第3項を数えるにすぎません。これだけで公益信託を律するのは、あまりにも不十分です。

公益信託を受託しようとして、信託法第68条に基づき、主務官庁の許可を得ようとしても、どのような書類を用意し、どのような方法で申請するのかが全くわかりません。主務官庁サイドでも、公益信託の許可・監督は行政裁量の範囲内の事項ではありますが、何らかの基準がなければ円滑な行政運営はできません。

そこで、私ども信託協会では、昭和50年6月以来、折あるごとに関係各方面に対しまして、公益信託の許可・監督に関する省令の制定を要望してまいりました⁽¹⁾。

これに対し、昭和52年4月外務省令⁽²⁾、同年6月文部省令⁽³⁾の制定を端緒といたしまして、この第1の障害は個別に取除かれつつあります⁽⁴⁾。

② 税制の未整備

所得税法第11条第3項に、「公益信託の信託財産につき生ずる所得については、所得税を課さない。」という規定がただ1箇条ありますが、わが国の税法上「公益信託」という用語は、このほかいっさい出てまいりません。

これに対し、公益法人については、さまざまな税法上の優遇措置が整備されています。すなわち、(イ)公益法人自体の所得についての非課税措置(所得税法第11条第1項、法人税法第7条)のほか、(ロ)一定の条件を満たす公益法人に対する寄附金についての所得控除(所得税法第78条第2項)、損金算入(法人税法第37条第3項)、みなす山林所得・譲渡所得の非課税措置(租税特別措置法第40条第1項)、(ハ)相続財産を贈与した場合の相続税課税価格への不算入(租税特別措置法第70条の2第1項)⁽⁵⁾などがそれです。

同じ公益を目的とする両制度で、税法上の取扱いが異なるということは、はなはだ権衡を失したことといわざるをえません。こうした税制上の優遇措置の欠落も、公益信託の実現に拍車がかからなかった原因の1つであるとされています。

もっとも、この点につきましては、いわば「鶏と卵の関係」でありまして、

具体的な事例なしに税制措置を先行させるということは、わが国の税制になじまないことであり、税務当局を一方的に責めるわけにはまいりませんが、そろそろ公益信託も実例が積重ねられてまいりましたので、税制整備のお膳立てはできたのではないかと思います。⁽⁶⁾

③ 信託銀行の消極姿勢

障害の3番目は、過去においては、受託者として中心的な役割を担うべき信託銀行が、公益信託の実現に必ずしもあまり熱心ではなかったということが挙げられます。

<信託会社受託不能説>

そして、その大きな理由として、三淵先生や野守先生を中心とする「信託会社は公益信託を受託することができない」とする学説の存在があります。⁽⁷⁾

受託不能説の主な論拠は、(i)信託会社は営利を目的としているから、これを受託者とするとは公共の利益を図るのを怠るおそれがあること、(ii)公益信託は必ず事業を伴うが、信託会社は事業を伴う信託を受託できないこと、などですが、⁽⁸⁾ (i)については、呉文柄先生も反論されておりますように⁽⁹⁾、営利と公益とは必ずしも両立しえないものではなく、たとえば、電気・ガス・鉄道などの公益事業が株式会社組織で営なまれているのがその好例です。(ii)については、後でも触れますが、公益信託は必ずしも公益事業を自ら営むものとは限りません。たとえば、公益事業を営む団体に対し、単に資金助成をするだけのものも存在します(現在実現している公益信託は、すべてこのタイプ)。さらに、事業を伴うものはすべて信託会社は受託できないという点についても異論があり、後ほど述べさせていただきます。

したがって、現在では、この信託会社受託不能説は、ほとんど問題にされていないと考えてよいと思います。⁽¹⁰⁾

<信託銀行の財務管理業務>

信託銀行があまり積極的でなかったもう1つの面には、過去において信託銀行は、いわゆる「信託らしい信託」とされている財務管理業務において、必ずしも十分な実績をあげていなかった点が挙げられます。

この点につきましては、昭和45年の金融制度調査会の答申、「一般民間金融機関のあり方について」の中でも、いみじくも指摘されているところであり、「財務管理機能についても、国民経済的な需要に応じてその推進が図られるべきである。」とされています。

その後、信託銀行の努力もあり、年金・財形業務の拡充はもちろん、最近では特定贈与信託などにみられるように、信託銀行の財務管理業務に対する熱意は並々ならぬものがあり、公益信託の実現もその流れの一環として捉えることができましょう。

＜財団法人制度の問題点＞

こうして、信託銀行の受託体制が徐々に整ってきたところで、さらにその促進材料となったのが、これまで民間公益活動の中心的な担い手だった財団法人制度について、いろいろの問題点が表面化してきている点です。

たとえば、最近のインフレで基本財産が目減りして、活動不能に陥り、睡眠法人化しているものですか、実体が営利法人化しているものなどの続出がそれです。

総理府は、この点に着目して、去る昭和48年度から2年間、財団法人制度の問題点とそれを補完するものとしての公益信託制度につき、委託研究を行いました。この研究課程でのご協力を契機に、信託協会内部でも専門の部会が設けられ、本格的な調査・研究が行われ、今日の公益信託実現の直接の推進力となったのであります。

- (1) 昭和50年6月総理大臣・大蔵大臣あて要望書提出。
昭和52年1月総理府長官・厚生大臣・外務大臣・建設大臣あて要望書提出。
- (2) 昭和52年4月22日公布・施行「外務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令」。
- (3) 昭和52年6月1日公布・施行「文部大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規程」。
- (4) 昭和53年9月4日公布・施行「厚生大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則」。
- (5) そのほか、不動産取得税（地方税法第73条の4）、固定資産税（同法第348条第

公益信託の受託実務に係わる法律上の諸問題

2項), 都市計画税(同法第702条の2), 特別土地保有税(同法第586条第2項), 都道府県民税(同法第25条第1項), 市町村民税(同法第296条第1項), 電気ガス税(同法第489条第9項), 印紙税(印紙税法第5条)。

- (6) 信託協会税制改正要望(昭和51年度～昭和54年度)。
- (7) 三淵忠彦「信託法通釈」241頁, 269頁, 野守広「信託経営論」203頁以下。
- (8) その他, 信託業法第4条に公益信託の規定がないため受託不能とする説もある。永井寿吉「公益信託を論ず」「日本信託法要義」。
- (9) 呉文炳「信託論」145頁以下。ほか「信託及其事業」「経済よりみたる信託の理論及実際」。

同説 入江真太郎「信託法原論」, 細谷祐治「信託法理及信託法制」, 青木徹二「信託法論」, 四宮和夫「信託法」等。

- (10) むしろ, 法人としての永続性, 信託業務についてのノウハウの蓄積という点で, 信託銀行は受託者として最もふさわしいと考えられる。
- (11) 「公益信託制度研究会」(昭和48年度), 「財団法人制度研究会」(昭和49年度), 研究資料は(財)公益法人協会より出版。

3 公益信託の設定に係わる諸問題

(1) 主務官庁の許可

信託の設定は, いうまでもなく, 法律行為によって信託関係を発生させることでありまして, 委託者による信託設定の意思表示, 目的財産の拠出とこれに対する受託者の引受けの意思表示が必要です。

公益信託につきましては, 信託法第68条によりまして, この「引受け」について主務官庁の許可が必要とされています。民法第34条における公益法人の設立許可と同趣旨⁽¹⁾の規定であり, ここでいう「許可」は, 行政法上「目的裁量行為」に属するものです。したがって, 許可をするか否かは主務官庁の自由裁量に属するわけですが, その判断の基準において「公益法人」と「公益信託」とで違いがあるのかどうかという問題があります。

① 「公益性」の判断基準

現在の民法, 信託法の解釈上, 両者の「公益性」は同じものであると解されますし, 現に許可されている公益信託についての「公益性」の判断基準につい

ても、主務官庁サイドでは公益法人と同じものであるとの判断に立っているものと考えられます。

しかし、この点につきましては、慶応義塾大学の田中教授を中心に疑問が提起されております⁽²⁾。

すなわち、公益法人についての「公益性」の認定は必ずしも厳格にするべきではなく、むしろ認定を厳しくすることによって「人格なき社団・財団」が増加することによる弊害をこそ避けるべきであること。これに対し、公益信託については、「公益性」を厳しく解し、仮に主務官庁の許可が得られなくても、私益信託としては有効であって、あまり問題は生じないとされています。

② 不許可の場合の取扱い

しかし、許可がなかった場合の私益信託としての有効性については、私は若干問題となるケースが生ずると思います。

すなわち、委託者の意思表示は信託の成立要件ですから、この意思表示の解釈として、公益信託としてでなくては成立させたくないと解されるものは、委託者がその意思表示を変えない限り、私益信託として成立させることが無理な場合があると思われま

す。たとえば、社員の子弟に奨学金を与える基金などについては、公益性を否定され、許可を得られなければ、私益信託として成立させても問題はないでしょうが、遺言による信託で、それが公益信託でなければ故人の遺志に合致しないような場合には、信託は成立しえず、信託されるべき財産は相続財産に戻さざるをえないというような場合もあると思われま

(2) 主務官庁はどこか

① 各省設置法

公益信託の引受けに許可を与える主務官庁は、公益法人の場合と全く同じであり、目的となる公益事業を所掌する行政官庁であり、各官庁の所掌事項については、各省庁設置法の中で詳細に定められています。

② 許可認可等臨時措置法

次に、その主務官庁とは中央官庁なのか地方官庁なのかという問題がありま

す。

この点につきましては、行政簡素化を狙った戦時立法の1つに、「許可認可等臨時措置法」があり、同法に基づく「許可認可等臨時措置令」第4条により、人または法人が受ける中央官庁の許認可については、原則として、(イ)經由官庁の定めのあるものについては、その經由官庁、(ロ)それ以外の場合には、主たる関係地を所轄する地方長官等にその権限を委譲しています。

したがって、原則としては、許認可権限は地方行政官庁にあると考えざるをえず、特に必要な場合、たとえば、関係地が複数都道府県にわたる場合などについては、その権限を中央官庁に再度引揚げるための措置、すなわち省令が必要なわけです。現に公益法人の許可につきましては、「〇〇省関係許可認可等臨時措置令施行細則」の中で、地方長官に下した許認可権限を引揚げる措置がなされております。したがって、公益信託についても、これに準じた省令の手当てが必要⁽³⁾です。

(3) 公益信託の許可・監督に関する省令

以上のように、中央官庁が公益信託の許可をするためには、信託法、各省設置法、許可認可等臨時措置令施行細則の改正の3つが必要条件ということになります。冒頭に公益信託の実現が遅れた理由のところでも述べましたように、これだけでは実際の許可・監督事務の円滑な運営を期待することは困難です。

すなわち、そのための十分条件としては、さらに「公益信託の許可・監督に関する省令」および、行政庁の内規としての「許可・監督基準」の整備が必要です。

外務省を例にとりますと、「外務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令」と「外務省関係公益信託事務処理要領」がそれに当たり、公益信託の許可・監督に万全の備えをしていると申せましょ⁽⁴⁾う。

もっとも、この「許可・監督に関する省令」は必須のものではなく、建設省では省令なしに、次官通達で許可をしております。公益法人につきましても、当初は必ずしも省令を制定しておらず、外務省を例にとりましても、「外務大臣の所管に属する公益法人の設立の許可及び監督に関する省令」の公布・施行

は、昭和31年1月ですが、これ以前に設立された公益法人で現在活動しているものだけでも50余件を数えます。

ただし、公益信託を設定しようとしている委託者や、受託者にとっては、引受許可の手續規定たる省令が予め整備されていることが望ましいことはいうまでもないことでして、今後各省庁とも具体案件の持込みに応じ、省令の制定に踏切るものと思われ⁽⁵⁾ます。その意味で、省令第1号の先鞭をつけた外務省令は、大きな評価に値するものといえましょう。

- (1) 申請者は、公益法人では「設立者」であるのに対し、公益信託では「受託者」である。信託法案説明書によれば、「公益信託の設定者たる委託者は、必ずしも特定少数人に限らず、例えば多数の寄附者たることあるをもって」としている。
- (2) 田中實「公益信託の法的構成について」昭和53年4月「民商法雑誌」78巻138頁以下。
- (3) 昭和52年5月11日公布、施行「建設省関係許可等臨時措置令施行細則の一部を改正する省令」。
昭和52年6月1日文部省、昭和53年9月4日厚生省で同様の省令改正を行っている。
外務省については、案件がたまたま經由官庁や国内に主たる関係地を有しないため、その許認可権限がもともと外務大臣に属すると考えられるので、省令改正を行っていない。
- (4) 黛果「外務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令について」昭和52年9月「信託」111号16頁以下。
- (5) 今後の問題としては、各省庁間の省令・許可基準の統一化が必要となろう。昭和47年3月「公益法人監督事務連絡協議会申合せ」参照。

4 信託行為の内容に係わる諸問題

次に、本発表のメインテーマであります、信託行為自体、具体的には信託契約自体の内容に関する問題点を検討してみたいと思います。

この点につきましては、52年5月に実現しました第1号の公益信託「今井記念海外協力基金」の設定契約書を末尾に添付いたしましたので、これを参照しながら進めてまいりたいと思います。「今井基金」の契約書は、なにぶん第1

号の契約書であり、何もないところから模索して作られたものであり、表現上生硬なところ、法律上若干疑問を生じさせるところなどもあるかと思いますが、今後の公益信託設定契約の、いわばタタキ台的な性格を持つものであり、あえてご紹介する次第です。

(1) 信託行為の方式

信託行為の方式は、いうまでもなく、信託契約による場合と、単独行為たる遺言ないし信託宣言による場合の2通りが考えられます。この内、遺言による公益信託の設定については、今後の問題として、最後に整理させていただくこととし、また信託宣言についても、わが国の信託法上はこれを認めないとするのが通説でありまして、当面は信託契約によるものが中心となると考えざるをえませぬ。⁽¹⁾

信託契約は、要式行為ではありませんが、信託銀行が受託者となる、いわゆる営業信託につきましても、信託業法施行細則第6条によりまして、必ず書面によらなければならないこととされておりまして、各省の省令の中でも、引受許可申請時の提出書類の中に信託行為を定めていますので、書面によらないものは許可が得られません。

(2) 信託目的および公益事業

次に、信託目的と、その具体的内容たる公益事業についてですが、今井基金の契約書では、第2条、第6条にその規定があります。

すなわち、信託目的は「開発途上国の教育・医療の援助、災害の救助」であり、まさに社会一般の利益—「公益」を目的としています。信託目的の「公益性」につきましても、前章の「主務官庁の許可」の項でも述べましたように、本質的には民法第34条の公益法人における「公益性」と同じものであると考えます。

この信託目的を実現するための手段を定めているのが、公益事業についての規定第6条です。ここでは専ら金銭・物資の援助をその中心としています。

① 「事業執行型」と「財産給付型」

公益信託は、その事業の態様から、「事業執行型公益信託」と、「財産給付⁽²⁾

型公益信託⁽³⁾」とに分類されますが、本件はまさに「財産給付型」に該当するものです。

「財産給付型」の公益信託は、今井基金をはじめ、現在実現している10数件の公益信託がすべてこの分類に入りますが、奨学基金とか研究助成基金のように、専ら公益活動のための資金的助成を行うものです。これに対し、「事業執行型」の公益信託は、たとえば、病院や学校の運営といったように、受託者自らが公益事業を執行するものであり、独自のスタッフや、施設を備える必要のあるものです。こうしたタイプの公益事業については、独立した組織の確立している公益法人の方が向いているといえます。

② 事業信託

「事業執行型」に関連して、いわゆる「事業信託 (Business Trust)」の問題があります。すなわち、信託会社は事業執行を伴う信託の受託はできないとの議論がそれです。

これを踏まえて、はじめにご紹介しましたように、(i)公益信託はすべて事業の執行を伴うものである。(ii)しかるに、信託会社は事業を伴う信託は受託できない。(iii)したがって、信託会社は公益信託を受託できない、という3段論法が展開されたりしました。

しかし、「事業信託」と抽象的に論ぜられているものも、いくつかの型に分類・整理して考えてみる必要があると思われます。

三井信託銀行の太田達男氏の試みられた分類を参考にさせていただきますと、次のようになります。

(i)経営権の信託とか、事業に伴う事務だけを信託し、財産権の信託の伴わないもの。

(ii)財産権の信託が前提となっているものの中で、

(a)株式等に代えて受益権証書を発行し、会社経営と同様の事業を受託者が行うもの（いわゆる「マサチューセッツトラスト」と呼ばれるもの）。

(b)会社資産を包括的に信託し、併せて経営権も受託者に委ねるもの。

(c)財産権を信託し、その管理・運用・処分に伴って事業類似の行為を受託

者が行うもの。

この中で、わが国の信託法上(i)が認められないことは明らかですが、(ロ)の(c)までが禁じられているものではなく、信託業法上も第4条の範囲の財産の信託に伴うものである限り認められるものと解されます。したがって、いわゆる「事業執行型」と呼ばれる公益信託の中でも、たとえば、記念建築物を信託して一般の観覧に供するというような、イギリスのナショナルトラスト⁽⁴⁾のような信託は、わが国の信託法、信託業法上も認められると解されます。

こうした「事業執行型」に対し、「財産給付型」については、「事業信託」の問題もありませんし、受託者の事務処理能力の点からも、きわめて公益信託に向いたものといえることができます。

「事業信託」の問題や、後ほど述べます税制上の制約もあって、現在信託銀行は、いわゆる「事業執行型」の公益信託は、引受けないこととしておりますが、今後公益信託の具体例を梃子にして、この「事業信託」や、後ほど述べます「混合信託」などの問題が解決されればと願う次第です。

(3) 委託者

① 適格性

契約書第3条にありますように、今井基金の委託者は、今井保太郎さんという個人ですが、財産権の処分能力を有する者であれば、個人、法人を問わず、法人の中でも、国・地方公共団体等の公法人も可能ですし、特殊法人、公益法人が委託者となることも、根拠法や定款などで定められていれば可能です。したがって、休眠法人化した財団法人が、その残余財産をもって公益信託を設定して解散し、新たな形で蘇生することも、わが国の公益活動にとって有効な途だと思えます。

② 委託者の権限

次に、公益信託における委託者の権限と、私益信託におけるそれとで違いがあるかどうかという問題があります。

仮に、公益信託の委託者に信託財産についての支配権、すなわち財産権が留保されていたとすれば、委託者死亡時の相続税の課税関係が問題となる可能性

があります。そこで最も問題になりますのが、(イ)信託契約の解除権、(ロ)信託終了時の残余財産の帰属権限と、(ハ)受益者変更権⁽⁶⁾です。

(イ)解除権につきましては、私益信託については、信託法に規定があり、委託者による一方的解除(同法第57条)、利害関係人の請求による解除(同法第58条)、特約による解除(同法第59条)が認められていますが、公益信託については、後ほど述べます受益権の性格などから、そもそも解除に関する規定の適用がないとするのが通説であり⁽⁶⁾、公益信託はいわゆる「解除不能信託(Irrevocable Trust)」とされています。

(ロ)次に、信託終了時の残余財産の帰属については、信託法第62条では、帰属権利者を定めなかったときは、委託者または相続人に帰属するとしています。これに対し、公益信託については、同法第73条により、主務官庁の命令によって類似の信託への継続、いわゆる「シプレ原則」適用の途を開いています。しかし、これは類似目的に継続させることが「可能」としているのもあって、やはり一般原則たる第62条は生きています。このため相続税課税の問題を生ずるわけですが、この点については、信託行為の中で、残余財産については委託者に戻らない旨明定しておくことが公益信託の趣旨に合致すると思われま

す。(ハ)受益者変更権につきましては、そもそも公益信託では、受益者は「社会一般」と考えるべきですから、私益信託におけるような受益者の変更という概念自体なじまないものと考えられます。

これらのことから、公益信託については、信託財産についての支配権は、信託設定の時に委託者の手を離れてしまうものであり、委託者死亡時の相続関係は生じないと考えるべきです。

この点に関しては、さらに、所得税法第13条の類推解釈によって、委託者に信託財産の所有権を認め、委託者死亡時の相続税関係を論ずる考え方もあるようですが、次にも述べますように、所得税法第13条は信託財産から生ずる「所得」の帰属関係を定めるために、受益者が不特定・未存在の場合には、便宜的にその信託財産が委託者に属するものと「みなした」にすぎず、信託財産の「所有権」の帰属そのものを規定したものではないと考えるべきだと思います。

③ 税制上の問題

議論は税の問題に発展しましたが、委託者に関連しまして、現行税法上さらに問題があります。

それは、委託者が事業法人である場合の課税関係です。

わが国の信託税制は、一般に「導管理論」といわれる「実質所得者課税の原則」に基づいています。すなわち、信託財産から生ずる所得についての課税主体は、実質的にその信託から利益を受ける者、つまり「受益者」への課税が原則であり、受益者が不特定・未存在の場合には「委託者」が信託財産を有するものとみなして課税されます（所得税法第13条）。

公益信託では、まさに受益者不特定・未存在の信託ですから、「委託者課税」ということになってしまいます。

これに対し、所得税法第11条第3項では、「公益信託の信託財産につき生ずる所得には所得税を課さない」としてはいますが、法人税法上は何らの規定がありません。したがって、法人税法の領域では、公益信託についても課税関係が生ずる可能性があります。

具体的には、(イ)委託者が個人の場合にはすべて非課税（所得税法第11条3項）、(ロ)委託者が公益法人の場合は、収益事業をしない限り非課税（法人税法第7条）、(ハ)委託者が事業法人の場合は、源泉徴収所得（所得税法第5条第3項→同法第11条第3項）以外の所得を生じたときは、法人税課税の問題が生ずる（法人税法第4条第1項）という疑議が残されています。

この点については、公益信託に限り、いわゆる「実体説」をとるとか、法人税法の改正による立法的な解決を図るなどの措置が望まれるところです。

(4) 受託者

① 適格性

契約書第4条にみるように、今井基金の受託者は信託銀行です。

受託者の適格性としては、信託会社の受託者適格が認められる今日、私益信託の場合と全く同様です。⁽⁷⁾ 国・地方公共団体も受託者たりえます。

ご存知の方もおられると思いますが、「知床100㎡運動」というのがありま

(8) す。北海道の斜里町が、一般から小口の資金を集めて、知床の自然保護を図るという、イギリスのナショナルトラストに似た運動ですが、これは形式的には公益信託の形をとっていませんが、実質的には斜里町が受託者になった、いわば官営の公益信託ともいえるものではないかと思えます。

また、特殊法人や公益法人も、法律や定款上定められていれば、公益信託の受託者となることができます。

最近、共同募金会は公益信託を受託しうるかという問題が議論されたようですが、共同募金会の準拠法たる社会福祉事業法や共同募金会の定款そのものから可能と解するのは難しいのではないのでしょうか。さらに、共同募金会の「募金」の法的な性格は、我妻先生のいわれる「信託的譲渡」⁽⁹⁾であって、実体的には信託と同じ機能を有しているものです。名称は違いますが、いわば特別法で認められた「公益信託類似行為」ともいうべきものですから、私は個人的には、ここで改めて「公益信託」と名を冠して受託者となろうとすることは、実質的な意義が乏しいのではないかと思えます。

② 民事信託

民事信託による公益信託が可能かどうかというまでもありません。信託発祥の地、イギリスでは、公益信託は民事信託の方が一般的であって、弁護士とか名望家が受託者となるケースが多いようです。わが国でも、末尾の(資料1)に見られるように、軽井沢で民事信託が1件実現しています。

もっとも、現在のわが国の税制下では、公益信託についての課税関係が必ずしも明確にされておきませんので、立法的解決を待つまでの間、課税上全く問題のない純粋なスタイルが維持される必要があり、そのためには、行政上の監督を十分にゆき届かせる意味で、信託銀行等が受託者になる方が好ましいのではないかと考えられます。

(5) 受益者

① 公益信託に受益者は存在するか

公益信託における「受益者」は、私益信託のそれとは明らかに異なった性格を有しています。

四宮先生が「信託法」の中で論ぜられておりますように、公益信託の受益者は「一般社会」であり、「一般社会」は権利の主体たりえないから、私益信託における受益者と同じ法的地位を有する者、すなわち「受益権者」は、公益信託には存在しないとされています。

三菱信託銀行の松本氏の言葉を借りれば⁽¹¹⁾、「受益権の権利主体を受益者と称するとすれば、このような意味での受益者は公益信託では存在せず、信託財産の反射的効果として一定の利益を享受する地位を広義の受益者と呼ぶなら、このような意味の受益者は公益信託にも存在する」ということになります。(以下、公益信託から反射的利益を受ける者も便宜上あえて「受益者」と呼ぶことにします。)

② 不特定性

公益信託の受益者については「不特定性」が必要です。

社会公共の利益を図ることが公益信託の目的ですから、はじめから特定人に利益を与えることは認められません。ただし、たとえば特定の公共的機関や公益法人などを受益者とするものも、そもそもその受益者が公益を目的とするものであり、背後に不特定多数の者を包含しているので有効と考えられます⁽¹²⁾。

三菱信託銀行では、「愛の助け合い信託“真心”」という、合同運用金銭信託の収益を日本赤十字社や交通遺児育英会に寄付する業務を取扱っています。これは、たまたま自益信託の形をとっていますが、仮に他益信託として構成すれば、元本受益権は委託者の私益に、収益受益権は特定の公共団体を通じて公益に向けられるという、いわば「利益分割 (Split Interest) 型」の公益信託といえることができます。もっとも現行税制下では、課税関係が非常に複雑になるとは思われます。

③ 受益権の内容

次に、公益信託のいわゆる「受益者」はいかなる権限を有しているのか、という問題に触れたいと思います。このテーマについては、松本氏が信託協会の会報「信託」に寄せられた論文の中で詳細に論述されておりますので、そのごく一部分だけを紹介させていただきます⁽¹³⁾。

わかり易くするために、いわゆる財産給付型の公益信託について見てみますと、(イ)広義の受益権のうち債権的要素をもつ権限、たとえば奨学金等の支給金債権、これは奨学金の受給者と決った者が個人的な債権として有します。(ロ)しかしながら、狭義の受益権の中で、信託財産への不法な強制執行や、競売に対する異議権（信託法第16条第2項）とか、信託違反による損失の填補または信託財産の復旧請求権（同法第27条）などは、一般には受給者個人としては行使しえず、(ハ)また広義の受益権の内容をなす各種の監督的権能（同法第8条、第23条、第40条、第47条、第49条、第55条）もすべて認められないと解されます。

④ 受益者（受給者）の課税関係

相続税法第4条第2項では、受益者未存在の信託では、受益者が存在するに至ったときに委託者から贈与があったとみなしていますので、仮に公益信託についても一般的な意味での「受益者」が存在するならば、この条項の適用によって、受給者に対する贈与税の課税関係が生ずることになってまいしょうが、前述しましたように、公益信託における受給者の地位は、公益信託から反射的利益を受けるに留まり、信託法上の一般の受益者とは性格を異にしていますので、本条項をそのまま適用するには無理があると思われまます。

公益信託の受給者については、むしろ公益法人からの受給者と同様の課税関係を適用すべきであると考えられます。すなわち、たとえば受給者が個人であれば法人からの贈与と同様、一時所得ないし雑所得として取扱われ（所得税法基本通達第34—1第5号）、使途が学資であれば非課税（所得税法第9条第1項、相続税法第21条の3）となると考えるべきです。

(6) 信託財産およびその運用

今井基金の契約書を見ていただきますと、第7条で信託財産の種類が、第19条でその運用の範囲が規定されています。

① 信託財産の適格性

公益信託におきましても、信託財産は財産権であればその種類を問わないのですが、公益のための有効性という見地から、収益を生まない動産や、果実を生まざ処分・利用の困難な不動産、無配当かつ市場性のない株式などが好まし

くないことはいうまでもありません。外務省の事務処理要領でも、これらのものは認めない旨定められています。

さらに、信託銀行が受託者となる公益信託につきましては、その信託財産は、信託業法第4条に定める6種類の信託財産、すなわち(イ)金銭、(ロ)有価証券、(ハ)金銭債権、(ニ)動産、(ホ)土地およびその定着物、(ヘ)地上権および土地の賃借権に限定されています。

② 混合信託

ここで、いくつか法律上の問題が残されています。

まずその第1は「混合信託」の問題です。

「混合信託」とは、1箇の信託行為をもって、複数の信託財産を信託し、信託目的のために拘束された集合体をなすものを言います。したがって、積極財産と消極財産とを一括して信託する、いわゆる「包括信託」とは区別して考えるべき概念です。

「混合信託」の必要性につきましては、これまでも「土地信託」や「特定贈与信託」において痛感されてきたところですが、公益信託におきましては、その公益目的の有効な達成のために、特にこの「混合信託」の導入が期待される分野なのです。

「混合信託」は、従来から一般に認められないとされてきておりますが、松本氏が雑誌「信託」の中で論ぜられている⁽⁴⁾次のような理論展開と技術面での立法的な解決を待てば、認められてもよいと思います。

すなわち、「混合信託」が認められない理由は大別すると次の3つになります。(イ)信託法の一般理論の問題。(ロ)信託登記に関する問題。(ハ)信託業法による業務報告書上の問題。

(イ)まず信託法の一般理論の問題ですが、信託法第1条が、「本法において信託と称するは、『財産権』の移転その他の処分をなし、他人をして一定の目的に従い『財産』の管理または処分をなさしむるをいう」とあり、信託行為の対象となる「財産権」は、包括的、広範な内容を持ちうる「財産」という言葉と区別されて使われていることです。そして、その根底にある「財産権」につい

での考え方は、民法の基本的な考え方である一物一権主義に基づいているものと考えられます。

しかしながら、現代においては、一物一権主義そのものも変容を遂げつつあり、財団抵当や集合物の譲渡担保にみられるように、ある目的のために結合された集合物的な考え方に移行しつつあるといえましょう。信託においても、信託法第14条では相当思い切った物上代位性を認めており、その歯止めは信託目的の一定性です。

このことから、信託設定時の法律関係につきましても、信託目的の一定性という観点から、受託者の管理・処分の一体性を保持する必要があると認められる場合には、財産管理の統一性を付与するために、複数の財産を1個の信託財産として取扱うことが認められてもよいと考えられます。

(四)の公示方法の問題ですが、現在の信託の公示手段は、財産権の種類ごとにかつ財産権の1つ1つにつき個別に行うことが予定されています。この点につきましては、たとえば財団抵当法における財団目録による方式のような立法的な解決が待たれるところです。

3番目の(イ)業務報告書の問題ですが、信託銀行が受託者となる場合は、これが最も直接的なネックになります。つまり、信託銀行は信託業法施行細則付則業務報告書雛形第6項によって、各種信託の増減を大蔵大臣に報告することになっていますが、この場合の信託の種類は、信託引受けの際に受入れた信託財産の種類ごとに区分して報告することになっており、「混合信託」を想定していません。これも大蔵省令改正により立法的に解決すべき点と思われます。

③ 寄附および追加信託

次に、いったん設定された公益信託に対する寄附ないし追加信託の問題があります。委託者による追加信託が可能なのはいうまでもありませんが、信託目的に賛同した委託者以外の第三者が寄附をすることができるかという点は問題です。

税法上の問題もからめて、実務上は重要な問題であり、いまだ完全な解決を見ておりませんが、これまた松本氏の論文によりますと、たとえば「実質的^的法

主体説」に立てば、信託財産そのものが受贈者の立場に立つことによって、寄附可能説を導くことができると思われます。

もっとも、寄附によらなくても、共同委託という解決法もありますが、設定後の共同委託について主務官庁の許可の要否という問題が残ります。当初の信託行為の中で、共同委託による追加信託のありうることを規定し、あらかじめ包括的に許可をとるということも可能ではないかと思えます。

また、最後に述べます「共同型公益信託」の途が開かれれば、側面的な解決にはなろうと思われます。

④ 税制上の制約

現在のわが国の税制下では、公益信託の信託財産として引受けうる財産には制約があります。

公益法人の場合は、収益事業を行うと課税されます（法人税法第4条第1項、第7条）。ここでいう収益事業とは、法人税法施行令第5条で定める32業種のことです。

公益信託がこの32業種の収益事業を行った場合にどうなるかという点が問題です。租税法定主義の立場からは、少なくとも委託者が個人である公益信託では、この場合も課税できない（所得税法第11条第3項）とせざるをえませんが、他方で同じ公益を目的とする両制度で課税上の取扱いが異なるというのも、はなはだ妙な感じがします。これも立法的な解決が必要なところ です。

したがって、当面こうした解決が図られるまでの間は、税制上の疑問の生じない形にしておくことが望ましいことから、信託銀行では、受託しうる6種類の財産のうち、その管理・運用によって32業種に該当する可能性の大きいもの、すなわち(イ)動産、(ロ)土地およびその定着物、(ハ)地上権および土地の賃借権は、当面受託しないこととしています。

この制約は信託財産の運用についても言えることで、当面は、公益信託の信託財産を直接貸付金運用することなどは行わないこととしています。すなわち、直接貸付金運用をすると、32業種の1つたる「金銭貸付業」に該当してしまうおそれがあるからです。

(7) 信託期間

① 永久権禁止の原則

今井基金では、第26条で、期間の定めなきものとしています。英米では、私益信託については、「永久権禁止の原則 (Rule Against Perpetuities)」、 「永久蓄積の原則 (Rule Against Accumulations)」があり、永久信託は禁止されていますが、公益信託については、これらの原則の適用はないとされています。

わが国の信託法では期間についての規定はありませんが、民法第90条による一般的な制約はあると考えられます。ただし、公益信託については、その特性上、わが国でも永久信託が認められると解されます。他方で、公益法人が永続性を前提とするがゆえの弊害（睡眠法人など）を有し、公益信託がそれを補完すべき立場にあることを考えますと、公益信託については、小規模の信託財産を比較的早期に費消して終了してしまうタイプも認められ、建設省の第1号はその典型的なものです。

(8) 機 関

次に、公益信託の有効・適切な運営を図るうえで重要な機能を果たすいくつかの機関について述べさせていただきます。

① 信託管理人

その第1は信託管理人です。信託管理人は、信託法第8条に規定されているとおり、受益者が不特定・未存在の信託について、受益者に代ってその権利を保護する権能を有するものであり、公益信託でも必置機関とはされていませんが、設置することが望ましいとされています。今井基金では、契約書第10条でその任務・権限を定めていますが、主として重要事項についての同意権限と報告受領権限を有することとされています。

② 運営委員会等

このほか、信託法上の機関ではありませんが、公益信託ではその運営の適正を図るため、いわゆる「運営委員会」、「諮問委員会」、「選考委員会」等の機関を設置することが望ましいとされています。たとえば、受託者が信託銀行の場合、公益事業の専門分野での知識・経験が必ずしも十分ではないため、これを

補うための機関が必要となるためです。今井基金では、第11条以下で「諮問委員会」の設置を定めており、信託目的たる海外の援助・協力の分野でのエキスパートを委員として選任しています。

運営委員会等の法的な位置付けは、いわゆる代人ではなく、受託者の履行補助者であり、その委員会の判断などについての責任は、すべて受託者に帰属します。

(9) 信託報酬

信託法第35条では原則無報酬の立場に立ち、例外として、(イ)営業信託の場合、(ロ)信託行為で特別に定めた場合に報酬を受けることができるとしています。これは「委任」についての報酬と同趣旨の規定といえます（民法第648条第1項、商法第512条）。

今井基金では、受託者が信託銀行ですし（営業信託）、信託契約第23条でも明定しておりますので（特約）、受託者は信託報酬を受けることができます。もっとも、公益を目的とする信託ですから、その報酬率はおのずと制限が加えられるべきものであり、三菱信託銀行では、特定贈与信託の報酬率に準じ、信託財産が金銭の場合は、信託財産に対し年1000分の15を上限としており、貸付信託受益証券等の自社商品運用をした場合には所定の割引きを行っております。

アメリカでは、州法により公益信託の報酬率に上限を定めているところもあると聞きますが、イギリスの営業信託では、信託報酬につき公益、私益の区別を行っておりません。

公益信託の信託報酬率については、いろいろ議論のあるところですが、「公益」という言葉にこだわるあまり、いたずらに低率に抑えて、実際に受託者の要する事務経費を大幅に下回るものしか与えられないというようなこととなりますと、受託者サイドのインセンティブを失わせ、ひいては公益信託の発展そのものを阻害する要因にならないとも限りません。

(10) 終了および残余財産の処分

① 終了事由

前にも述べましたように、公益信託では解除は認められません。また信託法

第56条でいう「信託行為で定めた終了事由」も制限的に解すべきと思います。

したがって、公益信託は委託者の意思、受託者の存否を問わず、信託目的と信託財産が有効に存在する限り継続します。すなわち、公益信託の終了事由は、信託目的の達成または達成不能と、信託財産の滅失・費消に限定されると考えられます。

② 信託財産の不可逆性

信託終了時に残余信託財産がある場合の帰属関係につきましても、(3)「委託者」の項でも触れましたように、課税関係の混乱を生じさせないためにも、委託者ないし相続人には戻さず、類似の信託目的のための継続または類似の公益法人や公益信託への寄附という形で処分されるべきです。

解除不能性と信託財産の不可逆性とは、わが国の公益信託の特色であると言えます。

③ シプレ原則

いま「類似の信託目的のための継続」と述べましたが、これは信託法第73条に規定された一種の法定信託であり、英米法でいわゆる「シプレ原則 (Cy-Près Doctrine, 可及的近似の原則)」と呼ばれるもので、これまた公益信託の一大特色をなす⁽¹⁷⁾⁽¹⁸⁾ものです。

いったん公益のために供された財産は、出損者の意図に反しない範囲内で、最大限にその効用を発揮させるべきとの考えに基づくものです。したがって、たとえば「ライ病患者救済のための公益信託」というのがあったとしましょう。医学の進歩によりライ病が地上から根絶されるという状態が実現したとしますと、これはまさに「信託目的の達成」に当るわけで、その場合にはこの信託は、別の難病の患者救済のための信託として継続されることになりましょう。

(1) 細谷祐治「信託法理及信託法制」681頁ほか。

(2) イギリスでの Receiving Charity, アメリカでの Operational Foundation に相当。

(3) イギリスでの Giving Charity, アメリカでの Grantmaking Foundation に相当。

公益信託の受託実務に係わる法律上の諸問題

- (4) The National Trust, 1907年ナショナルトラスト法に基づく特別法人であり、自然の保存、歴史的価値のある土地家屋等の保存を目的とする。イギリス第3位の地主(44万エーカー)であり、200余の家屋、庭園、175マイルの海岸線を保有する。
- (5) そのほか、信託財産の管理方法の変更権(信託法第23条)や管理・処分についての同意権、指図権(信託行為で委託者に留保可とされている)などについても、公益信託の特性に鑑み、委託者には留保されないと考えられる。
- (6) 四宮和夫「信託法」167頁ほか。
信託法第57条～第59条の規定は、受益者としての法的地位から流出し、それ自体権利者の一方的意思表示で一定の法律関係を発生させる形成権であり、公益信託の受益者たる一般社会に帰属させることは不相当であるとする。また文理上も、同法第72条は第58条の権限を主務官庁に属する旨定めていない。
- (7) 未成年者、禁治産者、準禁治産者は受託者になれない(信託法第5条)。
- (8) 昭和52年11月「公益法人」6巻11号28頁以下。
- (9) 我妻栄「民法講義」債権各論中巻1 238頁。
- (10) 四宮和夫「信託法」148頁。
- (11) 松本崇「信託法」296頁以下。
- (12) 反対 野守広「信託経営論」203頁。

この点に関連して、発表後、第二東京弁護士会の高桑昭氏からご質問があったので以下若干補足をしたい。

「公益」とは、「不特定多数」の利益を意味し、「不特定多数」とは、「人種、信条、性別、社会的身分又は門地により」「差別されない」(憲法第14条)程度の社会的広がりを要するとされている。ただ具体的に不特定多数性の線引きをどこにするかは難しい問題であり、たとえば、末尾(資料1)の事例3「清水宗吉記念奨学基金」では、特定の学校の生徒に奨学金を贈ることを目的としており、不特定性はないのではないかとの疑問もあるが、公立学校はもちろん、仮に私立学校であっても、私立学校法第3条で定める学校法人という一種の公益法人として、建前上は広く一般に門戸を開いているので、その生徒の不特定性は担保されていると解される。

不特定性の範囲は公益目的ごとに広狭の差があると思われ、たとえばイギリスでは、「救貧」という目的については、特定個人への生活資金の贈与についても

公益性が認められていると聞く。わが国でも、所得税法第9条第1項第19号の規定などを見ると、「教育」という目的については、相当広範に公益性が認められているのではないかと思われる。

- (13) 松本崇「公益信託の受益権及び管理権に関する一考察」昭和50年4月「信託」102号46頁以下。
- (14) 松本崇「集合物担保法理と信託法理との接合」昭和51年4月「信託」106号36頁以下。
- (15) 松本崇「公益信託の追加設定と寄附の可能性をめぐる試論」昭和50年7月「信託」103号64頁以下。
- (16) 拙稿「イギリスにおける公益信託」昭和52年1月「信託」109号4頁以下。
- (17) 民法第72条第2項も同様の趣旨の規定であるが、法人解散時の残余財産の「処分」であり、「継続」ではない。
- (18) 中野正俊「英法における Cy-Près Doctrine について」昭和50年10月「信託」104号87頁以下。
中野正俊「英法における Cy-Près 原則について」昭和52年6月「信託法研究」2号91頁以下。

5 今後の発展のために解決すべき主な問題点

以上、現に活動している公益信託の実例に即して、法律上のさまざまな問題点を探ってまいりましたが、最後に公益信託が今後大きく発展してゆくために、当面解決してゆかなければならない問題について3点ほど触れて、まとめとさせていただきます。

(1) 税制の整備

第1の税制の整備につきましては、これまでも随所で触れてきた点ですが、改めて3点に分けてまとめてみたいと思います。

① 公益信託から生ずる所得についての税制の整備

公益信託から生ずる所得につきましては、所得税法第11条第3項に規定があり、所得税は非課税ということになっていますが、法人税法上は何らの規定がありません。

このことから、前章の(3)「委託者」の項で述べました、委託者が事業法人で

ある場合の課税関係、(6)「信託財産およびその運用」の項で述べました、収益事業に係わる問題が生ずる可能性があります。これらの点につき、所得税法、法人税法上、立法的な手当てが望まれるところです。

② 公益信託への出捐者に対する税制優遇措置

次に、公益信託を設定する場合の出捐、または既存の公益信託に対する寄附についての税制優遇措置ですが、公益法人については、所得税法および法人税法に、「指定寄付金（所得税法第78条第2項）」、「試験研究法人等への寄付金（法人税法第37条第3項）」として、それぞれ所得控除ないし損金算入の途が開かれており、さらに租税特別措置法によりまして、山林や不動産などを寄付した場合の、みなす山林所得、みなす譲渡所得の非課税が規定されています（同法第40条第1項）。

公益活動のための手段として、公益信託が公益法人を補完して発展してゆくためには、出捐者に対して、こうした税制上のインセンティブを与えることが不可欠であり、早急な税制改正が望まれます。

③ 相続税、贈与税に係わる優遇措置

相続税、贈与税につきましても、公益法人への寄附につき認められているのと同様の優遇措置（租税特別措置法第70条の2第1項）が講ぜられるべきです。

さらに、相続税、贈与税に関連する問題としては、前章(3)「委託者」の項で触れました、委託者死亡時の相続税課税の問題と、同(5)「受益者」の項で触れました、公益信託からの受給者の贈与税課税の問題があり、これらについては、現行法の解釈上も、とくに不都合な結論にはならないと思いますが、実定法上明文化されることが望ましいことはいうまでもありません。

(2) 設定方法の多様化

① 遺言による公益信託

今後解決すべき問題点の第2としまして、設定方法の多様化という問題があります。

現在実現しております10数件の公益信託は、いずれも契約によるものです。しかし、実際のニーズとしては、たとえば遺言によって公益信託を作りたいと

いうものも相当あります。

ところが、遺言による公益信託の具体的な設定方法については、十分な研究がなされておりません。

主務官庁の許可はどの段階でとるのか。遺言書作成時に、遺言者死亡による遺言の発効を停止条件として許可をとるのか、それとも死亡後⁽¹⁾なのか。また、遺言者死亡後許可がえられなかった場合の取扱いをどうするのかと⁽²⁾か、受託者として指定されていた者が引受けを拒否したときどうするか⁽³⁾等々の問題があります。

遺言そのものがまだ十分に一般化されていないのがわが国の現状ですが、最近遺言についての関心が高まってきていることから考えると、遺言信託の実務と併せて十分に研究されなければならない領域ではないかと思えます。

② 信託宣言による公益信託

また、単独行為による公益信託の1つとして、信託宣言による公益信託も考えられます。たとえば、信託銀行が周年運動の一環として、自らを受託者とする公益信託を設定するというような例がそれに当るわけですが、現在のわが国の信託法では、第1条の規定から宣言信託は認められないとするのが通説です。これも今後の研究を待つべき分野と思われれます。

(3) 受け皿の多様化

最後に、「受け皿」の多様化という問題について考えてみたいと思えます。言いかえますと、現在あるオーダーメイド型の公益信託だけでなく、レディーメイド型の公益信託も用意すべきだということです。現在のようなオーダーメイド型ですと、設定には相当の事務手数料もかかりますし、単体としての公益信託の有効性という見地からも、その財産規模は自ずと相当大きなもので線を引かざるをえません。現に実現している例につきましても、ざっと1,000万円が下限という感じです。そうなりますと、せっかく小口でも公益活動に財産を提出したいと考えている方々がいましても、どうしても公益信託の網の目からこぼれてしまいます。公益法人と比べて小規模の財産でも有効に利用できる点が、公益信託の最大のメリットの1つであるわけですから、この点を何とか改善し

たいものです。

そこで、レディーメイド型の公益信託として、①「地域共同型公益信託」と、②「目的共同型公益信託」の2つのタイプを考えてみたいと思います。

① 「地域共同型公益信託」

まず、「地域共同型公益信託」ですが、これはアメリカのコミュニティートラスト (Community Trust)⁽⁴⁾ に該るものです。すなわち、都道府県、市町村などを単位とする一定区域内の公益活動を目的とする共同のファンドを作り、賛同者は定型化された公益信託約款に基づき、共同委託の形で信託に参加します。共同ファンドの管理・運用は、地元の信託銀行などが共同受託する、というようなイメージです。

こうすれば、小口の善意の財産を多数集めることにより、地域社会における公益活動に有効に活用することができましよう。

こうした形の公益信託のニーズは現にいくつかにありまして、たとえば、先ほど述べました「知床の自然を守る運動」などもそれに近いものですし、神奈川県でもある篤志家が、県内の社会福祉活動、文化財保護などのための基金設立のための運動をされている例があります。また、現在の共同募金会の活動も都道府県ベースで行われており、いわば社会福祉事業法という特別法による地域共同型公益信託だともいえます。

② 「目的共同型公益信託」

こうした地域単位での公益信託とは別に、共通の公益目的でくくった「目的共同型公益信託」という形も考えられます。

たとえば、交通遺児の生活援助とか、難病患者の救済とかの共通目的ごとにファンドを作り、地域共同型同様、共通の信託約款によって多数の委託者からの信託財産を合同運用するものです。

公益法人については、1目的1財団というような指導はなされているようですが、実際には、目的を多少変えることによって、類似の財団が多数存在し、交通整理が難しい状態に陥っているようです。公益信託についてこの轍を踏まないようにする意味でも、「目的共同型公益信託」の実現は検討に値するもの

と思われます。

③ その他

ここに受け皿として挙げました2つのタイプのほかにも、たとえばアメリカで認められている「公益残余権信託 (Charitable Remeinder Trust)」のような「分割利益信託 (Sprit Interest Trust)」⁽⁵⁾といった、バラエティーに富んだ公益信託⁽⁶⁾も、委託者のニーズに合わせて研究されるべきテーマであると思われますが、税法とのからみでいろいろ問題がありそうです。

- (1) 公益信託についてはその引受けに許可を要するのであるから、遺言者死亡後許可申請をするということになる。
- (2) 意思表示解釈の問題であり、一般には許可が得られなければ、私益信託としても成立しえず、信託財産は相続財産に編入されることになる。
- (3) 公益信託では、主務官庁による新受託者選任が可能(信託法第72条→同法第49条第2項)。しかし引受許可があってはじめて公益信託となるのであり、それまでは信託法第72条の適用もないため、同法第49条第2項の適用により、利害関係人が裁判所に新受託者の選任を請求することになる。
- (4) ある地域社会の公益を目的とする信託。信託財産の管理・運用は銀行、信託会社の共同受託が多く、基金の分配は市民グループで選任される分配委員会 (Distribution Committee) により行われる。一般的には信託宣言により創設される。アメリカには全部で250程のコミュニティーファウンデーションがあり、大部分は信託方式によるものである。主なものとして、ニューヨーク・コミュニティートラスト、クリーブランド・ファウンデーションなどがある。
- (5) 信託設定者の財産権を(公益と私益というように)分割贈与する信託。この中に、(イ)最初は私益を目的として始まり、後に公益目的に移転する「公益残余権信託 (Charitable Remainder Trust)」と、(ロ)逆に、最初は公益目的で始まり、後に非公益目的に移転する「公益先行信託 (Charitable Lead Trust)」とがある。海原文雄「アメリカの財産計画における信託の利用(3)―公益控除―」昭和47年10月「信託」92号42頁以下参照。
- (6) たとえば、「合同収益信託 (Pooled Income Trust)」―別名「生涯間収益契約 (Life Income Agreement)」とも呼ばれ、信託設定者が生涯間収益権を留保し、後に残余権を公益団体のために寄附する信託。前注海原論文参照。

6 おわりに

以上で、「公益信託の受託実務に係わる法律上の諸問題」についての私の研究発表を終らせていただきます。欲ばりすぎて、あまり盛り沢山の問題点を網羅的に採上げてしまったため、「広く、浅く」で、内容の薄いものになってしまいましたが、本発表の趣旨が問題点の解明というよりは、問題点の所在をご紹介し、皆様の今後のご研究のための材料提供をすることにありますので、ご容赦いただきたいと思います。

公益信託は半世紀眠り続け、やっと目覚めたばかりです。いわば歩きはじめたばかりの幼児です。欠点も、矯正してゆかなければならない点も沢山あります。しかし、この制度が今後わが国のフィランソロピー活動にとって、きわめて有効な働きをする力を秘めているということは、間違いのない事実です。

この制度を健やかに成長させることができるか否かは、今後のわれわれの努力次第だと思います。

その意味で、まことに稚拙ではありますが、本稿が信託研究者諸兄のご研究の1つの誘い水となり、公益信託が発展してゆくための障害が1つ1つとり除かれることにより、わが国の民間公益活動が大いに発展することを祈念して、筆を置かせていただきます。

(三菱信託銀行本店融資第4部融資第2課課長補佐)

資料 1

名 称	1. 公益信託今井記念 海外協力基金	2. 公益信託斉藤記念 プレストレストコンク リート建設技術研究奨 励基金	3. 公益信託軽井沢・ グアム学生交流基金
信託目的	開発途上国における教育、 医療等の振興、災害等の 被災者救済のための金銭 物資の供与。	プレストレストコンクリ ート技術の進歩、実用化 に功績のあった者の表彰 研究助成。	軽井沢町の高校生とグア ムの高校生とを相互に訪 問させ、両地域の親善交 流をはかってきたが、こ れを一層発展させる。
委 託 者	今井 保太郎	斉 藤 武 幸	軽井沢ロータリークラブ (会長 星野晃良)
受 託 者	三菱信託銀行	住友信託銀行	中里 三七雄
当 初 信託財産	20,000万円	1,000万円	500万円
信託契約 年 月 日	52・5・20	52・5・20	52・10・4
信託期間	特に定めない	特に定めない	特に定めない
信託管理人	竹 村 卓	寺主成尚(プレストレス トコンクリート建設業協 会総務部会委員)	長谷川 袈裟
選考委員会 委 員	日本赤十字社外事部長 他4名	坂 静雄(財)日本建築統 合試験所理事長)	軽井沢町長 他5名
事業計画	北スマトラ・日本・イン ドネシア友好基金への奨 学金助成資金給付、東南 アジア文化友好協会への 学生寮運営助成金給付等	毎年1回表彰と助成(プレ ストレストコンクリート 工事の施工で優秀な人 を表彰し、他方プレスト レストコンクリートに関 する研究テーマを審査し て助成金を給付)	軽井沢及びグアムの高校 生を相互に訪問させる。 (53・3/12~25に軽井沢 の高校生5名をグアムに 派遣)
許 可 監 督 官 庁	外務省(経済協力局)	建設省(大臣官房)	外務省(アメリカ局)

公益信託の受託実務に係わる法律上の諸問題

名 称	4. 公益信託清水宗吉 記念奨学基金	5. 公益信託エリザベス ・グレイ・ヴァイニング 記念日米人物交流基金	6. 公益信託貝島記念 国際青少年交流基金
信託目的	広島県立広島工業高等学校に在学する生徒に対する奨学金の給付。	米国の女子大学の教員、研究員の日本留学に係る奨学金の給付。	青少年国際交流活動の助成。
委託者	清水宗吉	エリザベス・グレイ・ヴァイニング記念奨学委員会 (代表者 中野 静)	貝島 ヨシ子
受託者	三井信託銀行	三菱信託銀行	安田信託銀行
当初 信託財産	1,000万円	1,100万円	1,000万円
信託財産 年月日	52・12・27	53・4・20	53・5・27
信託期間	特に定めない	特に定めない	特に定めない
信託管理人	中元照市(広島工業高校 PTA会長)	高 桑 昭	河原由郎(福岡大学学長)
選考委員会 委員	村尾時之助(広島工業高 校同窓会会長)	大川美雄 他4名	井手純二(西日本新聞社 専務) 他3名
事業計画	奨学金の給付。 奨学生15名に対し、1人 月額3千円の奨学金を給 付。	米国の女子大学(特にヴ ァイニング夫人の母校ブ リンマー大学)から、2年 に一度日本留学の際に、 奨学金を給付。	福岡市とオークランド市 の姉妹都市提携委員会の 事業である留学生の交換 に対する助成。
許可監督 官 庁	広島県教育委員会	外務省(文化事業部)	外務省(文化事業部)

名 称	7. 公益信託小野富太郎 記念母子奨学基金	8. 公益信託高橋記念 耳鼻咽喉科学研究奨 励基金	9. 公益信託山本有三 記念路傍の石文学賞及 び郷土文化賞基金
信託目的	水戸市所在公・私立高等 学校に在学する母子家庭 の子弟に対する奨学金の 給付。	耳鼻咽喉科学，特に鼻科 学の進歩発展に寄与する 研究を助成し，もって同 医学医術ならびに医療の 今後の一層の発展を期す ことを目的とする。	青少年の読書に適する文 学及び郷土文化の振興を 図ることを目的とする。
委託者	小野 富太郎	高 橋 良 高 橋 幸 子	山本有一 永野朋子 植山玲子 瀬戸鞠子 山本有三記念会（代表者 山本有一）
受託者	三井信託銀行	三菱信託銀行	三菱信託銀行
当初 信託財産	1,000万円	1,000万円	1,230万円
信託契約 年月日	53・7・28	53・10・20	53・10・26
信託期間	特に定めない	特に定めない	特に定めない
信託管理人	河内義一（水戸商業高等 学校長）	岩井宏方（医療法人青秀 会岩井総合病院理事長， 院長）	相馬邦三郎（税理士）
選考委員会 委員	張替 勇（水戸第1高等 学校長） 他4名	佐藤重一（社団法人日本 耳鼻咽喉科学会元理事長） 他4名	山本有一（共立薬科大学 教授） 他6名
事業計画	奨学金の給付，奨学生9 名に対し月額4千円の奨 学金を給付。	耳鼻咽喉科学，特に鼻科 学の研究に従事する個人 グループ，又は機関に対 する研究奨励金の給付。 耳鼻咽喉科学，特に鼻科 学に関する研究奨励金の 給付を行う機関に対する 助成金の給付。	青少年の読書に適する文 学の優秀作品に対する表 彰金の授与。 優れた郷土文化事業に対 する奨励金の授与。
許可監督 官庁	茨城県教育委員会	厚生省(医務局)	文部省(文化庁)

公益信託の受託実務に係わる法律上の諸問題

名 称	10. 公益信託川上甚蔵 記念国際文化教育振興 基金	11. 公益信託桐原秀太郎 記念教育振興基金	12. 公益信託山口弘雄 記念奨学基金
信託目的	主として開発途上国の文化、教育の進行のための助成金等を給付することにより、諸外国との親善及び国際間の文化、教育水準の向上に寄与することを目的とする。	広島県内の盲学校、ろう学校及び養護学級ならびに広島市内の小学校及び中学校、特殊学級を助成しもって特殊教育諸学校等の教育の振興。	佐賀県内高等学校に進学する者のうち武雄北中学校区内に居住する者で博学進に富み、有能な素質を有する生徒であって経済的理由により就学が困難な者に対する奨学金の給付。
委託者	川上光枝	桐原信次郎	山口弘雄
受託者	三井信託銀行	三井信託銀行	三井信託銀行
当初 信託財産	2,000万円 有価証券 三越株61,893株	2,000万円	1,000万円
信託契約 年月日	53・11・14	53・11・20	53・11・30
信託期間	特に定めない	特に定めない	特に定めない
信託管理人	友野俊平	灘 弘	緒方文雄
選考委員会 委員	洪沢雅英 他4名	皇 至道 他5名	伊藤一男 他6名
事業計画	外国の大学又は学術文化研究機関の学生及び研究者に対する給与又は奨学金研究費の給与。	特殊学級における必要な教育施設機材の給付。特殊学級に設置する教育施設機材に関する助成金の給付。	
許可監督 官庁	外務省(情報文化局)	広島県教育委員会	佐賀県教育委員会

名 称	13. 公益信託高須記念 養護学校援助基金		
信託目的	障害児教育の振興		
委 託 者	高 須 春 技		
受 託 者	住友信託銀行		
当 初 信 託 財 産	2,000万円		
信 託 契 約 年 月 日	53・12・28		
信 託 期 間	特に定めない		
信託管理人	増 谷 正 三		
選考委員会 委 員	家 村 勲		
事業計画	京都市内にある公立の養 護学校に対する教材、図 書、機器等の購入のため の資金援助。		
許 可 監 督 官 庁	京都府教育委員会		

公益信託今井記念海外協力基金設定契約書

第1章 総 則

第1条（設定趣旨）

近年、我が国は急速な経済的发展を遂げたが、翻って海外に眼を転ずると、南北問題は深刻の度を高めており、問題解決の方策として、開発途上国に対する援助活動の果たす役割は極めて大きい。特に開発途上国との関係の深い我が国では援助活動を積極的に進めてゆく必要があり、政府のみならず民間ベースでの海外協力に対する期待は大きい。こうした見地から、海外協力活動の振興に協力し、もって我が国の国際社会における責任遂行の一助たらんとして、外務大臣の許可を得て本公益信託を設定するものである。

第2条（信託目的）

この信託は、前条の設定趣旨に従い、信託財産の収益又は元本をもって、開発途上国の教育、医療等の分野における協力及び災害時による被災者の救済並びにこれらに資する活動を行い、もって開発途上国の経済社会の発展に寄与することを目的とする。

第3条（委託者）

この信託の委託者は、今井保太郎とする。

第4条（受託者）

この信託の受託者は、三菱信託銀行株式会社とする。

第5条（信託の名称）

この信託の名称は、公益信託今井記念海外協力基金（英文名 Imai Memorial Charitable Trust for Overseas Cooperation）という。

第6条（事業）

1. この信託は、第2条の信託目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を

行う。

(1) 開発途上国における教育、医療等の振興に資する金銭（外国通貨を含む。以下同じ。）、物資の供与。

(2) 開発途上国における災害等による被災者救済のための金銭、物資の供与。

(3) その他第2条の目的を達成するために必要な事業。

2. この信託は、前項各号に掲げる事業のうちいずれかを行う機関（法人、団体等）に対し資金助成を行うことができる。

第7条（信託財産）

1. 委託者は、この信託の当初財産として次の金銭を信託し、受託者は、これを引受けた。

金 200,000,000円他

2. 委託者は、受託者の承諾を得て、金銭を追加して信託することができる。

3. 受託者は、この信託の目的及び事業に賛同して寄付金があった場合は、速やかにこの信託の信託財産としなければならない。

4. 受託者は、前2項により追加信託財産があったときは、その種類、総額を外務大臣に届け出なければならない。

第8条（信託期間）

信託期間は、この信託契約締結の日から第26条による信託の終了の日までとする。

第2章 信託管理人及び諮問委員会

第1節 信託管理人

第9条（信託管理人）

1. この信託の当初の信託管理人は、竹村卓とする。

2. 信託管理人が死亡したとき、又は辞任したときは、受託者は、委託者又はその相続人の意向を聴取のうえこれを補充しなければならない。

3. 信託管理人の報酬は、無報酬とする。

第10条（任 務）

公益信託の受託実務に係わる法律上の諸問題

1. 信託管理人は、次の事項について受託者に対し同意又はその承認を行う。
 - (1) 信託財産の担保提供及び第15条に定める元本取崩しによる事業計画等に関する事項
 - (2) 収益計算に関する事項
 - (3) 信託目的の達成若しくは不達成による信託の終了及び最終計算の承認に関する事項
 - (4) 受託者の辞任に関する事項
 - (5) 信託事務の委任に関する事項
 - (6) この信託の条項の変更に関する主務官庁への申請事項
 - (7) その他別に定める規則及び細則に基づく事項
2. 信託管理人は、次の事項について受託者から報告を求める。
 - (1) 事業計画及び収支予算に関する事項並びにそれらの変更事項
 - (2) 事業報告、収支決算及び当該事業年度末の財産目録に関する事項
3. 信託管理人は、前2項の他信託法の定める職務を行う。

第2節 諮問委員会

第11条（諮問委員）

1. この信託に、委員5人をもって構成される公益信託今井記念海外協力基金諮問委員会（以下諮問委員会という。）を置く。
2. 受託者は、この信託の事業に関し専門的知識を有する者又は学識経験を有する者の中から、信託管理人の承認を得て、諮問委員を委嘱する。
3. 諮問委員の報酬は、無報酬とする。
4. この信託契約に定めるもののほか、諮問委員会及び諮問委員に関する事項は、公益信託今井記念海外協力基金諮問委員会規則による。

第12条（任 務）

諮問委員会は、受託者が第6条に定める事業に係る金銭、物資の供与等又は資金助成を行う先（以下給付先という。）の選考及び配分額の決定に際し、その適正を図るため、意見を述べ又は勧告を行う。

第3章 事業の執行

第13条（事業年度）

この公益信託の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第14条（事業計画及び収支予算）

受託者は、毎年3月末日までに、信託財産から生じる運用収益の範囲内を目途に、向う1年間の事業計画及びこれに伴う収支予算書を作成し、信託管理人に報告のうえ、外務大臣に届出なければならない。年度の途中でそれらを変更した場合は、その変更事項についても同様とする。

第15条（元本取崩しによる事業計画及び収支予算）

前条の事業計画及び収支予算において事業年度末の信託財産の額が、第7条第1項及び第2項により信託された金額を下回ることとなる場合には、受託者は、信託管理人の同意を得るものとする。

第16条（事業執行の方法）

1. 受託者は、第11条に定める諮問委員会からの意見又は勧告等により給付先及び給付先別の給付配分額を決定し、前条の事業計画並びに収支予算の範囲内で、公益信託今井記念海外協力基金事業執行細則に従い、第6条に定める事業を執行する。
2. 受託者は、第6条に定めるところにより開発途上国に協力事業を行うに際しては、金銭によるほか、信託財産をもって開発途上国の教育、医療等の振興又は災害等による被災者の救済に資する物資を取得し、これを供与することができる。

第17条（事業報告及び決算報告）

受託者は、毎年6月末日までに前年度の事業概要報告書及び収支決算書を作成し、信託管理人に報告のうえ、外務大臣に届け出なければならない。

第18条（公 告）

受託者は、前条による外務大臣への届出後遅滞なく毎年3月末のこの信託の信託事務及び財産の状況について、官報により公告しなければならない。

第4章 資産の管理、運用

第19条（信託財産に属する金銭の運用）

1. 信託財産に属する金銭は、次の各号に掲げる財産に運用する。
 - (1) 指定金銭信託受益権
 - (2) 貸付信託受益権
 - (3) 公債，社債
 - (4) 株 式
 - (5) 預 金
2. 前条第1号及び第2号に掲げる財産については、三菱信託銀行を受託者とするものを含むものとする。
3. 受託者は第1項による信託財産の運用について、安定した収益の確保を目的として適正に行うものとする。
4. 第1項により取得した信託財産については、信託の登記，登録又は信託の表示及び記載を省略する。ただし、受託者が必要と認める場合はその限りではない。

第20条（固有財産の取得）

信託財産のうち、公債，社債又は株式で取引所の相場のあるものについては、受託者が受益者に対して負担する債務を履行するため必要な場合に限り、時価によりこれを受託者の固有財産とすることができる。

第21条（借 入 等）

受託者は、第6条に定める事業を執行するために必要と認める場合は、同一年度内に返済することを条件として、信託財産を担保に供して借入を行うことができる。

第22条（費 用）

次の各号に定める費用は信託財産の中から支弁する。

- (1) 信託財産に関する租税公課
- (2) 公 告 費

- (3) 贈与資金の送金に要する費用，贈与物資の取得及び輸送に要する費用
- (4) 諮問委員会開催に係る会議費，交通費
- (5) 信託管理人に支払う費用
- (6) 第31条による事務委任に要する費用
- (7) その他信託事務を処理するのに必要な費用のうち外務大臣の承認を得たもの

第23条（信託報酬）

受託者は，毎年3月及び9月の末日並びに信託終了又は受託者辞任のときに，信託財産に対して年15/1,000以下の割合で別に定める方法により，信託財産の中から信託報酬を収受する。

第24条（収益計算期）

1. 収益計算期は，毎年3月末日及び信託終了のときとし，当該期間中の収益は，信託終了又は受託者辞任のときを除き，毎決算期の翌日以降2か月以内に元本に組入れるものとする。
2. 前項の計算は，収益計算期後3か月以内に信託管理人に報告し，収益計算期後4か月以内に異議がないときは，承認があったものとする。ただし，信託終了のときは，第28条に定めるところによるものとする。

第25条（信託財産に関する報告書）

受託者は，毎年3月末に財産目録を作成し，信託管理人に報告のうえ，第17条に定める事業概要報告書及び収支決算書とともに6月末日までに外務大臣に届け出るものとする。

第5章 信託の終了等

第26条（信託の終了原因）

1. この信託は，期限を定めないが，次の場合においては信託管理人の承認を得て終了するものとする。
 - (1) 信託目的が達成又は不達成となったとき
 - (2) 信託財産がなくなったとき

2. 前項の場合においては、受託者は外務大臣及び諮問委員会に報告するものとする。

第27条（残余財産の寄付）

前条によりこの信託が終了し、残余財産がある場合には、受託者は、外務大臣の承認を得て、残余財産を類似の目的の公益信託又は公益法人に寄付するものとする。

第28条（最終計算及び信託財産の交付）

1. 受託者は、信託が終了した場合には速やかに最終計算書を作成し、信託管理人の承認を得たうえで、残余信託財産がある場合は、前条の規定により寄付すべき公益信託者又は公益法人にこれを引渡す。
2. 前項の信託財産は、現状のままで交付するものとする。ただし、受託者が必要と認める場合は、金銭に換価して交付することができる。
3. 信託財産の交付日は、信託終了の日の翌日とする。

ただし、信託財産交付のために清算事務を必要とする場合には、その交付日は、清算終了の日の翌日とする。

第29条（受託者の辞任）

1. 受託者は、やむを得ない事情が生じたときは、信託管理人の同意を得て、外務大臣に申請し、その許可を得た場合に限り、その任を辞することができるものとする。
2. 前項の場合、受託者は、新受託者選任についての意見書を外務大臣に提出するものとする。

第30条（新受託者の選任）

1. 委託者、その相続人又は信託管理人（以下利害関係人という。）の請求による受託者の解任、信託法第72条に基づく外務大臣の職権による受託者の解任、並びに前条による受託者の辞任がなされた場合においては利害関係人は、新受託者の選任を外務大臣に申請するものとする。
2. 前項の場合には、受託者は、信託事務の計算を行い信託管理人立合いのもとに信託財産を新受託者に交付し、事務の引継を行う。

3. 第1項の場合には、受託者は、その変更を諮問委員会に報告する。

第6章 雑 則

第31条（事務の委任）

受託者は、やむを得ない事情が生じたときは、信託管理人の同意を得て、信託事務の一部を他に委任できるものとする。

第32条（解 除）

この信託は解除することができない。

第33条（条項の変更）

この契約の条項は変更できない。ただし、特別の事情によりこの信託の本旨に反しない範囲内で変更の必要が生じたときは、受託者は、信託管理人の同意を得て、外務大臣に申請し、その許可を得た場合に限り変更できる。

第34条（善管注意義務）

受託者は、善良な管理者の注意をもって信託事務を処理するものとする。

第35条（契約書の保有）

この契約書は、2通作成し、委託者及び受託者がそれぞれ1通ずつ保有するものとする。

昭和52年5月20日

委託者 今井保太郎

受託者 三菱信託銀行株式会社

附 則

この信託の当初の事業年度は昭和52年5月20日から昭和53年3月31日までとする。